

島根県営繕工事等における情報共有システムの実施に関する
Q & A (令和6年9月)

1 システム利用料

問1 システム利用料の支払いは発注者・受注者のどちらが行うか。

(答) システム利用におけるシステム運営会社への支払いは受注者が行ってください。

問2 要領第12条第4項及び第5項に定めるシステムの利用月数の積算方法について具体的にどのように行うか。

(答) 以下に積算方法の例を示します。

<発注者指定方式(要領第12条第4項)>

①契約締結期限日が4月1日、工期末日が8月1日

→契約締結期限日翌日は4月2日で、4月「15日」以前であることから4月を含める。よって、利用月数は5カ月(4月、5月、6月、7月、8月)

②契約締結期限日が4月15日、工期末日が8月31日

→契約締結期限日翌日は4月16日で、4月「16日」以降であることから4月を含めない。よって、利用月数は4カ月(5月、6月、7月、8月)

③契約締結期限日が4月30日、工期末日が8月10日

→契約締結期限日翌日は5月1日で、5月「15日」以前であることから5月を含める。よって、利用月数は4カ月(5月、6月、7月、8月)

<受注者希望方式(要領第12条第5項)>

④システム利用を監督員が承諾した日(以下、「承諾日」という。)が4月15日、工期末日が8月20日

→承諾日は4月15日で、4月「15日」以前であることから4月を含める。よって、利用月数は5カ月(4月、5月、6月、7月、8月)

⑤承諾日が4月30日、工期末日が8月31日

→承諾日は4月30日で、4月「16日」以降であることから4月を含めない。よって、利用月数は4カ月(5月、6月、7月、8月)

問3 要領第12条第5項に定める「・・・監督員が承諾した・・・」とあるが、事務処理はどのように行えばよいか。

(答) 受注者からシステムを利用する旨を記載した工事打合簿を提出してもらい、監督員が確認・承諾し、受注者に返却してください。監督員が承諾した日を、承諾日とします。

2 対象工事

問4 既発注工事でシステムを利用している場合、システム利用料の負担対応はどのようになるか。

(答) 本実施要領の対象は、適用日以降に入札公告する工事等としていることから、既発注工事は対象外となりますので、システム利用料の負担は受注者となります。

3 使用システム

問5 要領第5条に定めるシステムはどのようなものが挙げられるか。

(答) システムは、国土交通省のHPに掲載している「情報共有システム提供者における機能要件の対応状況」の対応状況一覧表を参考にしてください。

工事：<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

業務：http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

なお、現時点での対応システムは以下のとおりです。

営繕工事

No	会社名	システム名
1	(株) アイサス	information bridge
2	(株) 建設システム	情報共有システム RevSIGN
3	川田テクノシステム (株)	basepage
4	(株) 建設総合サービス	電納 ASPer
5	(株) 現場サポート	現場クラウド One
6	日本電気 (株)	工事監理官
7	(株) ビーイング	BeingCollaboration / BeingCollaborationPM

委託業務

No	会社名	システム名
1	(株) アイサス	information bridge
2	(株) 建設システム	工事情報共有システム
3	川田テクノシステム (株)	basepage
4	(株) 建設総合サービス	電納 ASPer
5	(株) 現場サポート	現場クラウド One
6	(株) トインクス	工事監理官
7	日本電気 (株)	工事監理官
8	(株) ビーイング	BeingCollaboration / BeingCollaborationPM
9	(株) コルク	KOLC+

問6 分離発注 (例 建築工事、設備工事で別に発注) とした場合、同じシステムを選定しなければならないか。

(答) 必ずしも同じシステムを選定する必要はありませんが、同じシステムを選定することで他工事との情報共有機能を使用できる場合があります。

4 成績評定

問7 システムを利用した場合、成績評定で加点を行うか。

(答) システム利用の有無による加点、減点は行いません。